

議案第 4 1 号

中学校特別教室空調機設置工事の請負契約の締結について

次のとおり中学校特別教室空調機設置工事の請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 中学校特別教室空調機設置工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 和光市立各中学校地内 |
| 3 | 契約の方法 | ダイレクト型一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 1 3 8 , 3 9 7 , 6 0 0 円
(うち消費税額及び地方消費税額 金 1 2 , 5 8 1 , 6 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県狭山市上奥富新堀 9 7
株式会社協同エンジニアリング
代表取締役 黒木竜太 |

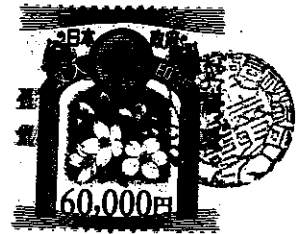
令和 4 年 6 月 2 8 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

中学校特別教室空調機設置工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

建設工事請負仮契約書



- 1 工 事 名 中学校特別教室空調機設置工事
2 工 事 場 所 和光市立各中学校地内
3 工 期 市議会議決後において定める日から令和5年1月31日まで
4 請 負 代 金 額 金138,397,600円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金12,581,600円

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、1円未満切捨てとする。

- 5 契 約 保 証 金 請負代金の10分の1以上
6 部分払の請求回数 な し
7 前 払 金 金55,000,000円
8 中 間 前 払 金 金27,000,000円
9 解体工事に要する費用等の届出
な し
10 その他特定条件

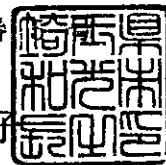
この契約は仮契約であって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条の規定により、市議会の議決を経た場合に、これを本契約とみなす。なお、市議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより受注者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

上記の工事について、発注者 和光市 と受注者 株式会社協同エンジニアリング とは、対等な立場における合意に基づいて、別添建設工事請負契約基準約款の定めるところにより請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 4 年 6 月 6 日

所在地 埼玉県和光市広沢1番
発注者 和 光 市
氏 名 和光市長 柴 崎 光子



所在地 〒350-1333 埼玉県狭山市上馬新堀97
受注者 株式会社 協同エンジニアリング
氏 名 代表取締役 黒 木 竜 太

